

教職大学院評価基準改正案における主な変更点

総則

- レベルの廃止。すべての基準を満たさなければならないことに変更・・・P2
- 「適合」「不適合」のほかに「保留」を追加・・・P3

基準領域1 理念目的

- 3ポリシーの整合性に関する基準に変更・・・P5
- 教職大学院が生涯にわたる職能形成、特定のキャリアステージに特化する場合の特徴の明示の基準を追加・・・P5

基準領域2 学生の受入れ

- 1年履修の学生を受入れる際の根拠の確認の観点追加・・・P6

基準領域3 教育の課程と方法

- 教育課程編成に対し教育課程連携協議会での検討について観点追加・・・P8
- 教科領域を取り込む場合の観点追加・・・P8
- 実習科目と他の授業科目との体系的なつながりの観点追加・・・P9
- 学部の教職課程との接続について観点追加・・・P9
- 現職教員学生が現任校以外での実習の際の連携協力校における配慮について観点追加・・・P12

基準領域6 教員組織

- 授業科目を担当する教員の基準について観点追加・・・P19
- 研究者教員の実務経験や実践研究の実績、実務家教員の学術的業績の評価の仕組みについて観点追加・・・P19
- 学部とのダブルカウントの際の教員の負担について観点追加・・・P20

基準領域9 点検評価・FD

- 日常的にFD活動が行われることに基準を変更・・・P24
- 教職員のSD研修について観点追加・・・P25

基準領域10 教育委員会及び学校等との連携

- 教育課程連携協議会に関すること及び教育委員会設置の育成協議会への参画について観点変更・・・P26
- 現職教員の研修機能について観点追加・・・P27
- 「履修証明」等教員の履修要求に応える仕組みについて観点追加・・・P27

※ページ番号は新旧対照表に対応。